



議会だより

たまがわ

12月定例会

No.146

平成29年
2月2日



今年一年の無災害を誓う

(消防団出初め式)

主な内容

- 12月定例会の条例制定、
条例の改正、補正予算など …… 2~4
- 12月定例会一般質問 …… 5~10
- 議会の活動 …… 11
- 村民の声、各話題など …… 12

12月定例議会

審議議案と各議員の賛否

○は賛成、×は反対、提は提出者、欠は欠席 須藤議長は採決に加わらないため空欄

議案番号	議案名	採決	小針	石井	車田	渡邊	塩澤	小林	飯島	田子	西川	三瓶	大和田	須藤
議案第65号	玉川村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第66号	村長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第67号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第68号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第69号	教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第70号	玉川村税条例の一部を改正する条例	可決	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
議案第71号	玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第72号	玉川村納税組合補助並びに奨励金に関する条例を廃止する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第73号	平成28年度玉川村一般会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第74号	平成28年度玉川村介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第75号	平成28年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第76号	平成28年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第77号	平成28年度玉川村上水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第78号	石川地方町村障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第5号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出	可決	○	提	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※読みやすくするため、議案件名を一部省略しています。

あ ら ま し

玉川村議会12月定例会は12月9日から14日までの6日間の会期で開催されました。

今回の議会では、条例制定・改正などの議案8件、規約改正の議案1件、補正予算の議案5件などが提案されました。

また、一般質問には6名の議員が登壇し村執行部の考えを質しました。

条例の制定・改正・廃止

農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本村農業委員会の委員等の定数を次のとおり定めるもの。

- 農業委員定数14人。
- 農地利用最適化推進委員6人。

村長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

平成28年の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に準じて期末手当を引き上げるなどの改正をするもの。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成28年の人事院勧告及び福島県人事委員会の勧告に基づく給与改定等に準じて、給与表及び勤勉手当等を改正するもの。

村税条例の一部を改正する条例

固定資産税・村民税における全期前納報奨金制度を廃止するにあたり、条例の改正を行うもの。

反対討論

小林徳清議員
村税条例の一部を改正する条例について反

対いたします。

善良な積極的納税者の全期前納は、年度当初の村政運営を容易にし、安定した財源の一翼を担ってきたものと思ふ。

今回の条例改正は、納税の喜びを失わせ、

いささかの幸せを奪うものであり、納税の意識高揚とは相反するものである。廃止によって増収を図るのであれば、収納率向上と慢性的な滞納の解消こそが最優先されるべきものである。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うもの。

納税組合補助並びに奨励金に関する条例を廃止する条例

平成29年度からの納税組合の廃止にあたり、納税組合補助並びに奨励金に関する条例を廃止するもの。

石川地方町村障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約

平成28年9月5日に石川町役場庁舎が「石川町字長久保185番地の4」に移転したことに伴い、審議会の執務場所を変更するため、石川地方町村障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正するもの。

補正予算

平成28年度一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ1億2686万9千円を追加し、予算総額を41億9477万円とするもの。

なお、補正の主なものは表1のとおりです。

平成28年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ1256万4千円を追加し、予算総額を5億4995万4千円とするもの。

※歳入の主なもの

○国庫補助金 1154万3千円

表1 一般会計補正予算の主なもの (単位：千円)

区分	款	補正額	備考
歳入	地方交付税	34,000	特別交付税
	国庫支出金	65,490	子どものための教育・保育給付費負担金など
	県支出金	16,380	子どものための教育・保育給付費負担金など
	村債	17,400	農業農村整備促進事業債など
	村税	△7,404	法人村民税
歳出	民生費	79,998	子どものための教育・保育給付費、経済対策臨時福祉給付金など
	農林水産業費	34,273	農業基盤整備促進事業など

○一般会計繰入金 102万1千円

※歳出の主なもの

○保険給付費 1196万4千円

○総務費 60万円

平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ32万1千円追加し、予算総額を5047万6千円とするもの。

※歳入の主なもの

○保険料 110万6千円

○保険基盤安定繰入金 △80万9千円

※歳出の主なもの

○後期高齢者医療広域連合納付金 29万7千円

平成28年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

※歳出の主なもの

○公課費 28万4千円

○委託料 △40万4千円

平成28年度上水道事業会計補正予算(第2号)

※収益的収入

○その他営業収益 19万円

※収益的支出

○人件費 19万円

請願

○防火水槽設置に関する請願

【請願者】

北須釜区長 水澤俊造
【紹介議員】 飯島三郎

付託を受けた文教厚生常任委員会で審議した結果、用地が第一種農地で設置場所として適さないとの判断となり不採択となりました。

第3回臨時会

平成28年11月11日に第3回臨時会が開催されました。

玉川村教育委員会委員の月田秀夫氏が任期満了となるため、その後任の委員に石井隆士氏(小高)が同意されました。



石井隆士氏



玉川村議会12月定例会

村政 ここがききたい

村の答えは？



飯島三郎議員

Q 農業集落排水事業(玉川地区)に
くさん

上下水道は住民の生活にとつては重要かつ無くてはならないものと思つているが、村としてスピード感を持つて事業を進めていかなければならないと思うが、次の点について問う。

問 処理場となる場所の選定は。

答 農業集落排水推進協議会の会議の中ではいくつかの条件の中から4カ所ほど候補となる位置を提案した。

問 この事業の総参加戸数は何戸か。また、参加できない戸数は何

戸あるのか。
答 参加同意戸数は474戸、参加同意をい

ただけなかった戸数は22戸ある。
問 供用開始は何年を

予定しているのか。
答 地区説明会のなか

では、平成30年度に国の事業認定により一部着手し、平成35年度あたり処理場が完成し一部地域の供用開始が可能となることを説明している。

現在、国の補助をいただきながら玉川地区の調査設計事業の業務委託を実施している。平成29年の県・国のヒアリングを経て、平成30年に国の事業認定および一部着手に向け計



農業集落排水事業が計画されている小高地区

画どおり進めている。
問 22戸の参加できない理由は何か。
答 家族や経済的事情、合併浄化槽設置済みであるなどのさまざまな理由。

問 飛び地で参加できない場所の家庭は。
答 区域外の対応は今までどおり合併浄化槽で対応する。また、川辺赤坂団地のように住宅団地が見込まれる地域は接続できるように



小 針 竹 千 代 議 員

Q 防犯灯のLED

A 約53%完了

問 今年度全ての防犯灯をLEDにする計画の進捗状況は。

答 防犯協会で全村に設置している防犯灯469基のうち11月末現在で247基がLED化され、率にして53%が完了。

問 今年度は、防犯灯を各行政区で多く設置できる話があったが、新設の防犯灯は何基あるのか。

答 新設の予算は25基の計画だが、まだ設置していない。

問 消防の火の見やぐらは防犯灯ではないの



100%補助の防犯灯

か。

答 区で防犯灯として電気料を払っていれば、防犯灯となる。

問 公共の施設の場合、太陽光発電の防犯灯は100%の補助があるというが、もつと導入できないのか。

答 一般会計で対応している。各行政区と相談して対応する。

Q 農業集落排水

業の進捗は

A 計画通り

問 当初の計画より遅れているのでは。

答 平成26年度中に説明、28年度調査、設計業務、30年度着工予定。

問 処理場の予定地はどこになるのか。

答 推進協議会で、4カ所を挙げ意見を聞き、役場で地権者と交渉して決める。

問 早くこの事業が着工できるようにお願いする。村内の土木業者の仕事が少なく困っている。公共の仕事の確保が必要です。

答 計画通り進める。

Q 村道中17号線

29年度の計画は

A 29年度予算で検討

問 平成29年度において、村道中17号線整



道村中17号線入口

備事業をどの程度進めるのか。

答 現在は計画の中身について、土地所有者の了解を得るために時間を要している。平成29年度予算編成の中で検討する。

問 土地所有者の了解を得るために時間を要しているということであるが、地元の地権者の話だと全面的に協力するということであるがこの食い違いはどこにあるのか。

答 完全に所有者の了解を得ていない。引き続き推進していく。

Q 滞納金の徴収は

A 慎重に検討

問 9月の監査報告の中

中で一億六千万円の滞納金が報告された。弁護士等の第三者機関への委託などにより、徴収の強化ができないか。

答 債権回収は法律のプロである弁護士に依頼すれば、裁判所を利用したり、より効率的な回収方法や強制的手段により債権を回収できる可能性が高いと思われる。

問 税金によっては、差し押さえの滞納処分も行っているが、この場合は弁護士に委託するのか。

答 税関係者は、村長の判断で差し押さえができる。今後、弁護士に委託以外の手段も含めて慎重に検討していく。



塩澤重男議員

Q 新公会計制度への取り組み状況

A 28年度決算より対応

- 問 取り組みは。
答 28年度決算より新公会計制度による財務書類を作成し、29年度中に公表。
問 職員の研修や簿記の資格取得は。
答 担当者を研修会に参加させ簿記の知識を高めている。
問 公認会計士など外部監査の導入は。
答 考えていない。
問 公認会計士・税理士など専門家による財務監査が期待できるが、他町村の状況、必

問 固定資産台帳整備の目的は。
答 減価償却が入り資産価値がわかる。
問 今までの会計と変わるものは。
答 単式簿記から複式簿記になる。
問 連結ベースの財務書類4表とは。
答 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書。

Q 人口7,000人は可能か

A 決意の目標値である

- 問 根拠は。
答 平成32年まで160世帯、平成37年まで

90世帯の転入増。

問 仮定値は適正か。
答 高い目標を設定。可能な限りの政策、事業を展開していく。

問 コンパクトビレッジの構想は。
答 現在具体的構想・計画はない。

問 利用者の利便性も考慮し、偏った合理化は避けるべき。
答 各地区の拠点・拠点に町並みをつくる。

Q 健康寿命延伸の施策は

A 栄養・運動の施策と健康の駅活用

問 各地区健康サロンでの指導者の育成は。
答 やっていない。指導を通して育成。

問 村中タクシー・循環バス運行は。
答 需要見込みの把握、バスの確保が問題。

問 高齢者ドライバー

の事故対策は。
答 石川警察署をはじめ、関係機関と協議しながら対応。

問 高齢者の免許返納の恩典は。
答 運転履歴証明書を発行。

問 健康の駅利用状況は、東部地区13名でゼロが2地区あり、利用地区・利用者に偏りがある。
答 利用時間の拡大や原因を調べて対策を構築する。

Q 債務超過のおそれ

A 中期財政計画を策定

問 今後、上水道・下水道・公共施設の将来コスト・給食センター・学校統合など大型事業を控え債務超過が危惧される。
答 国・県補助等の財源確保に努める。

問 上水道・下水道整備費の総額は。
答 上水道27億円、下水道25億円

Q 植樹祭後の管理

A 森林整備推進事業の補助金を活用

問 早期の草刈り発注は。
答 村では関与していない。
問 草刈り・支柱立て・殺虫剤散布、また苗木の本数が多い。森林整備の補助金のみで対応は可能か。
答 南須釜区より了解を得ている。



石川地方植樹祭のようす



小林 徳 清 議員

Q 税、住宅使用料の滞納について

A 税負担の公平性の確保を重視した滞納者対策を進める

問 慢性的に発生する税、住宅使用料の未収金が増大しており、徴収努力の成果が見えない。公法上の債権である村税等が、止むなく不納欠損額として処分され、対前年比減となつていくものである。また私法上の債権、村営住宅使用料が近年3回、不納欠損額として処理された経緯があります。27年度決算にお

ける滞納額は、1年の収入予算の85%にもなつている。何らかの対応をしなければ、4千、5千万と増え続け、維持管理に支障を及ぼし、また財政を圧迫するものと危惧するものである。今後どう対処、対応していくのか問う。

答 期限内に納付している9割以上の方々の公平、平等性を図る意味でも、滞納者には厳しく対処し、税負担の公平性の確保を、重視した滞納者対策を進めていく一方、納付しやすい環境整備として、来年度は住民税と固定資産税もコンビニ納付を導入していく。また村営住宅使用料の滞納額につ

いては、27年度末残高3029万6412円と村でも危惧しているところで、村の税等滞納整理対策会議を開催し、対策を協議している。

問 悪質な滞納者には預金、給料などの差し押えをしているのとこのですが、この中には自動車、テレビ、高級な備品等は含まれているのか。

答 自動車、テレビ、高級な備品等は含まれていない。

問 税の公平公正の観点から、大方の善良な納付者に、不公平感を抱かれないよう私心を捨て、公人として、滞納に対し厳正に対処すべきであるが、その強い気構えを問う。

答 税務が、最大の業務であるから、しっかりと取り組む。

問 村営住宅管理条例は形骸化ではないか。

答 家賃の納入を確認し、未納の場合督促の通知をし、さらに未納から3ヶ月滞納すると、催告状を送付するとともに、電話、面談により納入を促している。村営住宅管理条例の中に、明け渡し請求ができる条項があるが、請求を行ったことはない。

問 条例の不履行があったのでは。

答 該当する部分は無いものと考えている。

問 不納欠損処分は、消滅時効の援用か。

答 近年では平成19年度、21年度、25年度に総数で6件あり、自己破産者、死亡による相続人無所在不明及び債権額に対し、徴収費用などが上回ることが、明らかである者など実質徴収が困難である案件について処分を実施した。

問 不納欠損処分の理由として、実質徴収が

困難であるとのことだが、自治法、玉川村条例に則り履行し、その上5年の消滅時効の援用権の行使があつた場合、正当な理由と思う。安易な処分は、村民の理解が得られないと思うが、見解を問う。

答 不納欠損処分は、会計上の処理で債権は消滅しない。

問 現年分の滞納対策は。

答 滞納が発生しないよう徴収業務をしっかりと行い、慢性的滞納者へは、保証人に相談をして徴収に努める。

問 住宅使用料の滞納額が、将来に渡り徴収困難と認めて、免除処分する考えは。

答 地方自治法施行令第171条7の規定の発言と思うが、非常に厳格であり、実際に債務免除を行うことは難しいと思う。



老朽化している消防屯所



田子武幸 議員

Q 消防施設の整備について
A 地元行政区と調整を図りながら対応したい

消防に対する車両などの整備については対応はほぼなされていると認識しているが、消火栓、防火水槽、消防屯所などについては、まだ十分とは言いえない状況である。とりわけ屯所については改築を望む地区もあるが、次の点について問う。

問 近いうちに改築しなければならないと考えられる屯所は何力所あるのか。
答 屯所及

び車庫について調査を実施したところ、建築から40年以上を経過したものが3棟、30年以上40年未満が1棟、20年以上30年未満が3棟、10年以下のものが4棟となっており、改築については、今後、建築年度の古いものを中心に地元行政区と調整を図りながら、総合的に検討したい。

問 改築を望む行政区に対してどのような対応をするのか。
答 改築に当たり建築用地などについては、地元行政区で準備していただき、建物については平成24年度以降、村負担で工事を実施している。改築に当たっては、多額の費用が必要となるため、地元行政区と調整を図りながら、財政状況など総合的に検討し、計画的に対応したい。



健康の駅たまかわ

Q 村民の健康づくりについて

問 「健康の駅たまかわ」と同程度の機能を持つ設備を東部地区にも設置すべきと考えますが、当局の対応について問う。
答 現在の「健康の駅

たまかわ」の利用状況では、混雑して利用ができないという状況には至っており、今後は利用者が増加して、利用に困難をきたす状況が出てくれば、新たに設置するということも検討しなければならぬと考えている。



石井清勝議員

Q 空き家対策について

A 29年度中に協議会を設置します

問 9月定例会に質問した、国の空き家対策総合支援事業の補助を受ける協議会を、今年度中に設置できるのか伺う。

答 本村においては今年度中に、この空き家等対策計画を策定するために空き家実態調査を実施する。平成29年度に法定の協議会を設置し、この実態調査を基に空き家等対策計画を策定します。



空き家の対策が必要である

Q 認定子ども園について

A 民設の認定子ども園となっており村としての答弁はできません

問 ①運営委員会の設置と構成について。
②待機児童の有無について。

③認定子ども園の建物維持管理について。

答 認定子ども園「たまかわクツクの森」は、社会福祉法人玉川村社会福祉協議会の、民設の認定子ども園となっていますので、①と③については村としての答弁はできません。②の待機児童はいません。

問 28年度予算の民生費、児童福祉費、負担金補助金として、認定子ども園事業補助金1億998万6千円が交付されている。議員が質問できなければ誰ができるのか。

常任委員会 合同行政視察研修 11/17~18



●山形県飯豊町 貸工場方式による企業誘致・ 新産業集積の取り組み

17日に訪れた飯豊町は、産学官連携により、山形大学の蓄電デバイス研究開発センター飯豊拠点を核として、企業誘致と新産業の集積を目指す取り組みを進めています。

山形大学の蓄電部門との連携を希望する企業に、事業所の撤退した後の建物を改築し貸工場として貸し出す方式です。

その斬新で新たな手法による取り組みは、大変参考になりました。



●伊達市 健康都市宣言に基づく 健康都市への取り組み

18日に訪問した伊達市は平成23年11月に健幸都市を宣言、以来市を挙げて市民の健康づくりに取り組まれている。

歩くことが生活の基本であることを掲げ、モデル地区を設定し道路の歩行スペースをカラー舗装、散歩コース内の公園に健康器具を設置するなどさまざまな試みをされています。

説明では実際に歩いている人は少ないとのことでしたが、習慣として浸透するには時間を要するものであり、継続することが何よりも大切なのではと感じられた研修でした。

村民の声

Vol. 1

新コーナー「村民の声」です。村民のみなさんの意見をご紹介します。



こぼり 金之さん(川辺)

Q 村に対して
A 現在の玉川村の農業を考えてみると、今後5年、10年後の玉川村の農業生産を維持することが難しく、高齢化が進み、担い手が不

足し、一日も早く担い手を育成し、集落営農の組織化を図るよう、行政の指導をお願いします。

Q 議会に期待することは

A 未婚者が多く、若者の出会いの場を作るようお願いします。



いしい たかし 隆士さん(小高)

Q 議会だよりについて

A 議会の内容や各議員の活動を知ることができるので、興味深く拝見しています。「村政ここが聞きたい」のコーナーをもっと読み

やすく理解しやすいように書いてほしいと思います。議会や議員の活動内容を公表するものなのでもっともっと充実させてはいかがでしょうか。

Q 村に対して

A 人口の減少が非常に心配です。さまざまな方策をとられているようですが、効果がな

いように感じます。もっと受け手側のことを考え、見方を変えて早急に効果をあげられる方策をとってほしい。

Q 議会に期待することは

A この玉川村をよりよく発展させるために積極的に活動をして「元気なたまかわ」を具現化させていただきたい。村民の代表として、村民のため、村のために大いなる貢献を期待いたします。

議会を傍聴しませんか

12月定例会の傍聴人数10名
(平成28年累計傍聴人数30名)

次の定例会は3月上旬です。

あそびがき

北風小僧の寒太郎 みなさんお元気ですか。この季節、昔は子供も大人もしもやけで赤く腫れあがっていた。今は大人も子供もインフルエンザ：ご自愛下さい。

議会と村民の方々をつなぐ議会だよりの発行にあたって、塩澤重男委員長を中心に我々5名の編集委員は146号が3回目の発行となります。

みなさんに読んでもらえる紙面づくりのため、文字の行間、写真をなるべく多く載せるなど工夫をしているところです。

紙面では、新しく「村民の声」を企画しました。今後多くの方々に登場していただき、ますます村民に親しまれる議会だよりになりたいと思います。

(車田幹夫)

五穀豊穡 無病息災を願って

1月14日、山小屋地区のやっちゃ小屋が行われました。

